

金融商品販売法に係る重要事項の説明

インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社

「金融商品の販売等に関する法律」により、証券会社はお客様に金融商品をご購入いただく際には、同法で必要とされている重要事項について説明することが義務付けられております。当社は、お客様に対し、投資、取引又は税務に関する助言及び勧誘ならびに有価証券取引、先物取引、その他投資に関する推奨又は勧誘は一切行っておりません。しかしながら、お客様に当社の提供するシステム「Trade WorkStation」ならびにウェブサイト「TradeWeb」をご利用いただくにあたり、リスク・手数料などの重要事項に関する説明を以下に記載させていただきます。

お客様におかれましては、記載事項を十分お読みいただき理解したうえで、それぞれの金融商品をご購入いただきますようお願い申し上げます。

インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社でお取引いただく際は、各商品毎に手数料や諸経費等をご負担いただきます。お取引いただく各商品等には価格の変動等による損失が生じる恐れがあります。また、信用取引、株価指数先物・オプション取引等をご利用いただく場合は、所定の証拠金・保証金を予めいただきます。これらの取引には差入れた証拠金・保証金(当初元本)を上回る損失が生じる恐れがあります。

各商品のリスクその他詳細な説明につきましては、当社ウェブサイトに掲載の契約締結前書面にてご確認ください。また、手数料の詳細につきましては、下記ウェブサイトをご覧ください。
(<http://www.interactivebrokers.com/en/p.php?f=margin&ib%entity=llc>)

国内上場有価証券取引に関する重要事項

リスク

- ・ 価格変動リスク

上場有価証券等の売買等は、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の構成要素となっている株式、債券、投資信託、不動産、商品、カバードワラント等の原資産の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格が変動することにより、投資元本を割り込み、損失(元本欠損)が生じるおそれがあります。

- ・ 信用リスク

上場有価証券等の発行者又は保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏づけとなる資産の発行者又は保証会社等の業務や財産の状況の変化が生じた場合、上場有価証券等の価格が変動することにより、投資元本を割り込み、損失(元本欠損)が生じるおそれがあります。

* 当該取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の6の適用は無く、クーリングオフの対象とはなりません。

信用取引に関する重要事項

リスク

- ・ 価格変動リスク

信用取引は、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の構成要素となっている株式、債券、投資信託、不動産、商品、カバードワラント等の原資産の価格や評価額の変動に伴い、株価や基準価格が変動することにより、差入れた保証金(当初元本)の額を割り込み、損失(元本欠損)が生じる恐れがあります。また、その損失の額が、差入れた保証金(当初元本)の額を上回るおそれがあります。

- ・ 信用リスク

株式の発行者や組み入れた有価証券を構成する発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等に基づいて、株価や基準価格変動することにより、差入れた保証金(当初元本)の額を割り込み、損失(元本欠損)が生じるおそれがあります。また、その損失の額が、差入れた保証金(当初元本)の額を上回るおそれがあります。

- * 信用取引は、少額の委託証拠金で多額の取引をおこなうことができることから、取引額が委託保証金を上回る可能性があります。

- * 金融商品取引法第 37 条の 6 の適用はなく、クーリングオフの対象とはなりません。

株価指数先物取引に関する重要事項

リスク

- ・ 価格変動リスク

株価指数先物の価格は、対象とする株価指数の変動等により上下しますので、これにより損失が発生することがあります。また、株価指数先物取引は少額の取引証拠金で当該証拠金の額を上回る取引を行うことができるため、多額の損失が発生し、その損失額が差し入れた証拠金の額を上回るおそれがあります。また市場価格が予想とは反対の方向に変化したときには、比較的短期間のうちに差し入れた証拠金(当初元本)を上回る損失が生じるおそれがあります。

- ・ 株価指数先物取引は、少額の証拠金で多額の取引を行うことが出来、取引額が証拠金を上回る可能性があります。

* 金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はなく、クーリングオフの対象とはなりません。

株価指数オプション取引に関する重要事項

リスク

- ・ 価格変動リスク

株価指数オプション取引の価格は、対象とする株価指数の変動等により上下しますので、これにより損失が発生することがあります。また、株価指数オプション取引は少額の取引証拠金で当該証拠金の額を上回る取引を行うことができるため、多額の損失が発生し、その損失額が差し入れた証拠金の額を上回るおそれがあります。また市場価格が予想とは反対の方向に変化したときには、比較的短期間のうちに差し入れた証拠金(当初元本)を上回る損失が生じるおそれがあります。

- ・ 流動性リスク

市場の状況によっては、意図したとおりの取引が出来ないことがあります。例えば、市場価格が制限値幅に達したような場合、転売又は買戻しを希望しても、それが出来ないことがあります。また、市場の状況によっては、金融商品取引所が制限値幅を拡大することがあり、その場合、一日の損失が予想が予想を上回ることもあります。

- ・ 買い方特有のリスク(期間リスク)

株価指数オプションは期限商品であり、買い方が期日までに転売又は権利行使を行わない場合には、権利は消滅します。この場合、買い方は投資資金の全額を失うことになります。

- ・ 売り方特有のリスク

売り方は、権利行使の割当てを受けたときには、必ずこれに応じなければならず、市場価格が予想とは反対の方向に変化した時の損失が限定されておられません。

- ・ 売り方は、株価指数オプション取引が成立したときは、証拠金を差入れなければならず、その後、相場の変動により不足額が発生した場合には追加証拠金の差し入れが必要となります。また、所定の時限までに証拠金を差入れない場合、損失を被った状態で売り建玉の一部又は全部を決済される場合もあり、この場合、その決済で生じた損失についてもお客様が責任を負うことになります。

- ・ 株価指数オプション取引は、少額の証拠金で多額の取引を行うことができ、取引額が証拠金を上回る可能性があります。

* 金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はなく、クーリングオフの対象とはなりません。

平成 22 年 7 月改定